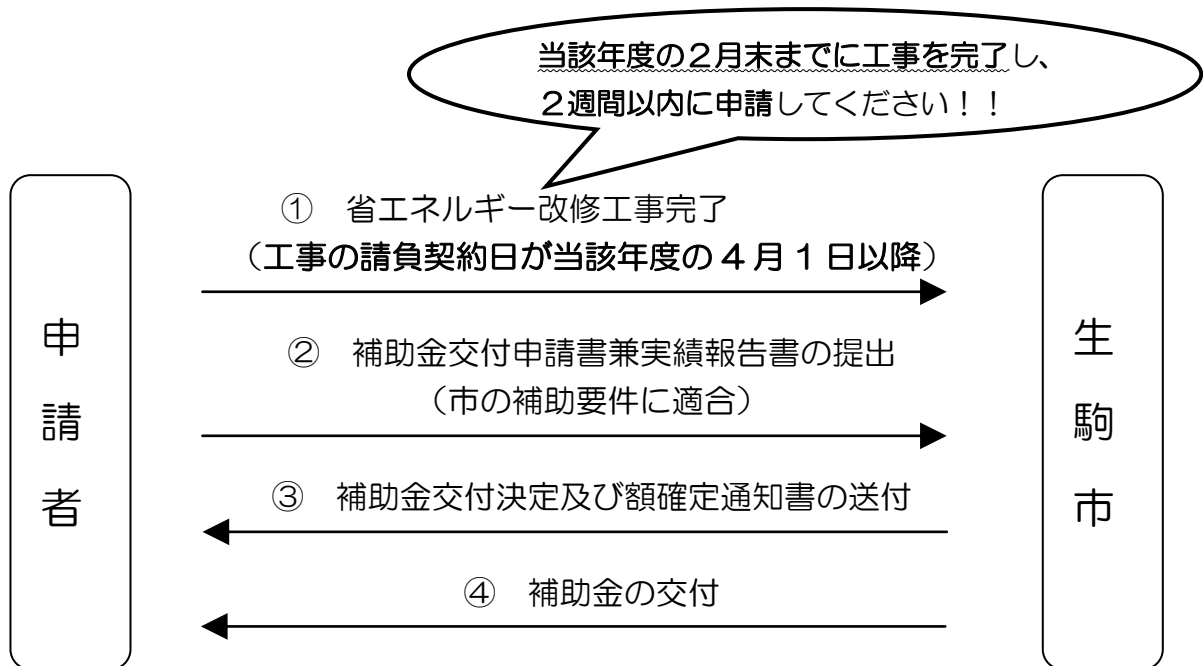


# 生駒市住宅省エネルギー改修工事補助制度の流れ



- ① 工事完了後の申請です。省エネルギー改修工事が完了してから申請してください。
- ② 申請書兼実績報告書に以下の添付書類をつけて建築課窓口提出してください。
- ③ 内容の審査後、交付金額と振込予定日を通知します。
- ④ 申請書兼実績報告書に記載された指定口座に入金します。

## 申請時に必要な添付書類

- (1) 補助対象住宅の位置図
- (2) 省エネルギー改修工事積算書(様式第2号)
- (3) 補助対象住宅の所有者が確認できる書類
- (4) 所有者以外の者が補助対象住宅を使用している場合は、所有者の同意書
- (5) 熱損失防止改修工事証明書(地方税法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事に該当することを証明する建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人が発行する証明書)
- (6) 建築士資格証及び建築士事務所登録の写し(熱損失防止改修工事証明書の証明者が建築士の場合)
- (7) 省エネルギー改修工事の箇所・内容がわかる図面及び施工前・施工後の写真等
- (8) 省エネルギー改修工事の見積書の写し
- (9) 省エネルギー改修工事の契約書の写し
- (10) 省エネルギー改修工事の領収書の写し
- (11) 窓の改修及び断熱工事の出荷証明又は納品書の写し
- (12) 断熱改修に使用するガラス、サッシ、断熱材等の性能を証する書類